

—— 企業型DCを実施する事業者の皆様へ ——

適切な商品選択に向けた取組 のために

ガイドブック

本パンフレットは、企業型DCに関して事業主がどのような役割や責任を果たすことが求められるのか、そして実際に対応を行う上での留意事項をまとめたものです。

事業主は企業型DC制度を採用した場合、事業主は制度を導入した後も適切に制度を運営していく必要があります、確定拠出年金法（以下「法」という。）をはじめとする各種法令に様々な規定が設けられています。

本パンフレットを活用して、企業型DCを実施する事業者の責任・役割を適切に果たしていきましょう。

企業型DCに関して事業主が求められる役割・責任

企業型DC制度を採用した事業主が果たすべき役割や責任は法令で定められています。まずは主な規定の概要を確認した上で、必要に応じて参照法令を確認し、事業主が果たすべき義務を理解することが重要です。

1 規約周知義務

事業主は、承認を受けた規約の内容を、従業員に周知する必要があります。

2 運営管理機関業務の委託とその業務評価

事業主は、運営管理業務を運営管理機関に委託する場合は、年1回以上、委託業務の実施状況等の報告を受け運営管理機関と対話し、少なくとも5年ごとに業務評価を行い、委託について検討する必要があります。

3 継続投資教育

加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報を得られるよう、事業主は加入者等に対して、資産の運用に関する情報提供を継続的に講ずるよう努める必要があります。

4 運用の方法の選定および提示

運営管理機関は、運用の方法を3以上35以下で選定し、加入者等に提示します。運用の方法の選定および提示では、加入者等が真に必要なものに限って選定されるよう、運営管理機関と労使が十分に協議を行って運用の方法を選定・定期的な見直しを行う必要があります。

5 忠実義務

事業主は、法令、厚生労働大臣の処分および企業型年金規約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければなりません。

6 個人情報保護義務

事業主は、企業型DCの業務の遂行に必要な範囲内で、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の個人に関する情報を保管し、使用しなければなりません。

7 禁止行為

事業主は、自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約または資産管理契約を締結してはいけないなど、一定の行為は法令で禁止されています。

8 禁止行為（運営管理業務を行う事業主）

自ら運営管理業務を行う事業主については、自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定することは禁止されているなど、一定の行為は法令で禁止されています。

9 説明義務

事業主は、加入者等に対して、資格取得時における脱退一時金相当額等の移換に関する事項、資格喪失時における個人別管理資産の移換に関する事項について、説明する必要があります。

適切な商品選択に向けた取組

企業型DCにおいて、事業主が適切な商品を選定・提示することと継続的な投資教育を行うことは、運用結果の責任が帰属する加入者等が商品選択を適切に行う前提となっています。そのため、取組として特に重要な運用商品の選定・評価・見直しと投資教育に関して確認しましょう。

運用商品の選定・評価・見直し

運用商品の設定にあたっては、運用の方法の全体のラインナップが加入者等の高齢期の所得確保の視点から見て、バランスのとれたものであることが求められます。

また、加入者等の効果的な運用に資するよう、手数料を含む個々の運用の方法の内容を十分に検討し、その選定理由を説明することや、定期的な見直しを行った場合は、加入者等に対して見直しの結果およびその理由を示すことも必要です。

(1) 現行の手続き・ルール

運用商品の選定や提示は、専門的な知見に基づいて運営管理機関が行いますが、運営管理業務を委託している事業主は、提示を受けた商品ラインナップの案について加入者等の利益を考慮し、労使が十分に協議・検討を行い選定します。

運用商品のラインナップの設定は、加入者等の運用の選択肢を定めるということであり、また、運用結果にも影響を及ぼす可能性があることから、加入者等の立場に立って適切に商品を選定することが大切です。

また導入後も定期的に商品ラインナップをモニタリングし、追加選定や除外について検討を行うことが求められます。

適切な商品選択に向けた取組

(2) 商品選定

従業員の年齢構成やニーズを考慮し、リスク・リターン特性のバランスのとれた商品ラインナップを確保することが大切です。

また、商品のラインナップを選定した後は、商品の品質や選定プロセスが適正であるかについて定期的に確認を行い適切な制度運営に努めましょう。

この際には、運営管理機関のHPから確認できる商品ラインナップの一覧も参考にしましょう。また、他の運営管理機関のHPも確認し、より幅広く情報を集めることができます。

(3) 運用商品の状況についての検証・見直し

運用商品の評価や比較の目的は、加入者等が運用商品を適切に選択できるような商品を選定・提示しているかどうかを確認することにあります。

制度導入時において望ましいと考えられた運用商品ラインナップであっても、時間の経過とともに加入者等の利益となるラインナップに改善可能な点が生じる可能性があるため、事業主は定期的に運用商品の状況について検証を行うことが必要です。

この場合に重要な観点としては主として、加入者等が真に必要なものが選定されることを前提に、選択肢の確保と商品の品質確保があります。

その上で、上記検証に基づき、定期的にラインナップの見直しを図ることが望まれます。商品の選定は運営管理業務の一つであり、運営管理機関の評価を行う際に重要な項目となる点に留意が必要です。

(4) 指定運用方法

運用未指図となっていた加入者について、その掛金で特定の運用商品を買付けられることができるようにする仕組みのことを指定運用方法といい、規約で定めることとなります。

まずは本人の運用指図がきちんと行われるよう新規加入者へコミュニケーションを取ることが重要ですが、指定運用方法について規約に定める場合は、運営管理機関と協議を行い候補を選定し、また労使合意を踏まえて規約に盛り込みます。

実際に選定するにあたっては、選定の理由を加入者等に明示するとともに、購入商品を指定運用方法から変更するための手続き等についても説明し、適切にフォローを行うことが求められます。

適切な商品選択に向けた取組

投資教育

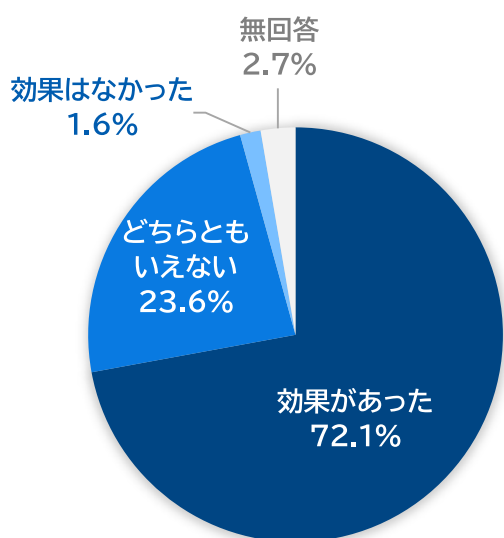
確定拠出年金は加入者等が掛金を運用し、その運用結果によって受け取り額が異なる制度です。加入者等が運用の結果としての責任を負うことになるため、制度を導入している全ての事業主は、加入者等に適切な資産運用をするための情報提供として投資教育を行う必要があります。

投資教育は、加入時のみでは必要な情報を十分に伝えることは難しいため、加入後も継続的に実施することが必要であり、法令上も事業主の責務であることが明確に位置付けられています。

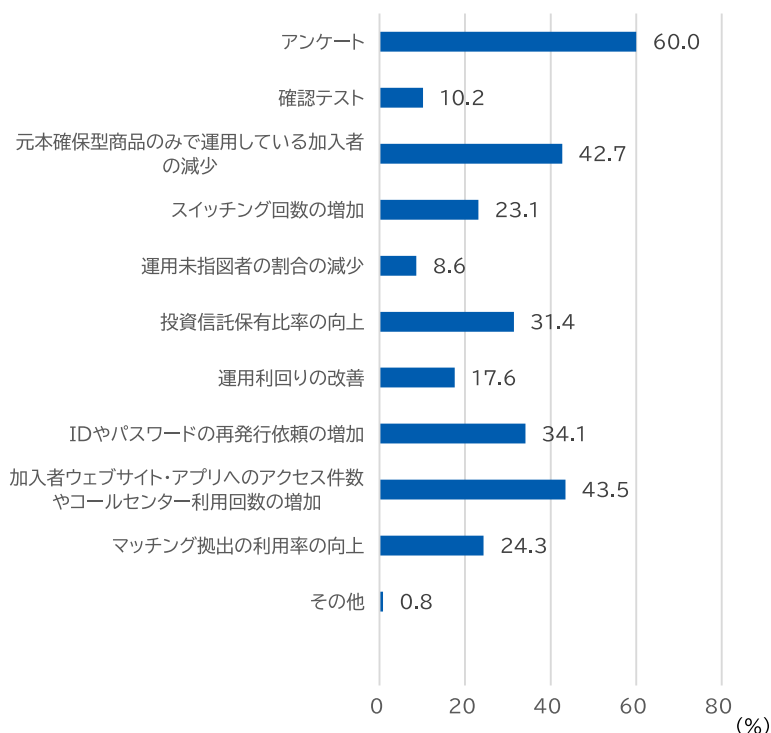
継続投資教育は8割以上の事業所で実施済みまたは実施を検討中であり、継続投資教育の実施により、約7割の事業主が効果があったと回答しています(図1参照)。効果の検証方法としては、「アンケート」、「加入者ウェブサイト・アプリへのアクセス件数やコールセンター利用回数の増加」、「元本確保型商品のみで運用している加入者の減少」などが挙げられています。

図1 継続投資教育の効果に関するデータ

継続投資教育の効果の検証



効果の検証方法(複数回答可)



適切な商品選択に向けた取組

(1)投資教育のポイント

加入時の投資教育は、加入直後でも運用商品や掛金額の指示ができるよう、以下を主な目的として、基礎的な事項を中心に教育を行うことが効果的です。

ポイント1 確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること

ポイント2 具体的な資産の配分を自ら行うことができること

ポイント3 運用による収益状況の把握を自らで行うことができること

加入後の継続的な投資教育は、加入時に得た基礎的な知識のスキルアップや未習得事項のフォローアップとして効果的です。高齢期に受け取る給付が公的年金等と相まって老後の生活を支えるものになることを意識しつつ、加入者等の責任において運用の指図が行えるよう、定期的かつ継続的に情報提供の場を提供することが必要です。

(2)継続投資教育の外部委託について

加入者等への投資教育は事業主等が行うこととなっていますが、企業型DC加入者等への投資教育は運営管理機関や企業年金連合会などに委託できるため、人的・財政的な理由などにより内部で投資教育の実施が困難な場合には、外部委託の検討も行いましょう。

また、企業年金連合会サイトやiDeCo公式サイト、金融経済教育推進機構サイトには投資教育に活用できる有益なコンテンツが掲載されているので、このような外部コンテンツを利用してみるのも良いでしょう。

投資教育は企業型DCを導入している事業者は誰もが実施すべき努力義務の対象です。従業員の老後の資産形成を支援するために積極的に取り組みましょう。

従業員の老後資産形成のために

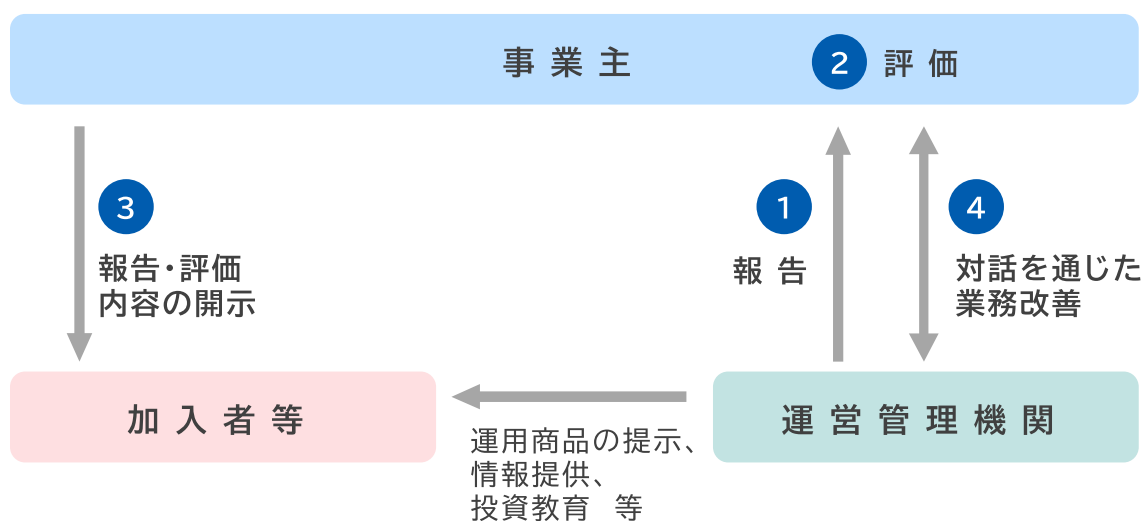
従業員の老後資産形成のために、事業主は確定拠出年金制度の運営状況を定期的にチェックし、振り返りを行うことで事業主と加入者が適切な商品選択が出来るよう制度運営の改善につなげることが出来ます。

運営状況の確認をする上では、運営管理機関の評価を定期的に行うことが重要で、少なくとも5年に1回は評価を実施することとされています。

運営管理機関との対話・業務評価

運営管理業務とは、加入者記録の管理および通知や運用指図の取りまとめ、給付裁定、運用商品の選定・提示、運用商品に関する情報提供などの業務のことをいいます。これらの運営管理業務は本来、事業主が加入者等に提供する業務ですが、業務を行うにはシステム開発や金融に関する専門的知識が必要です。このため、これらの業務は金融機関が担うことを想定して運営管理機関に委託できることとされています。この他にも、加入者等への投資教育も運営管理機関に委託される場合もあります。

図2 事業主、加入者等、運営管理機関の関係



従業員の老後資産形成のために

実施するための手順

事業主は、業務を委託している運営管理機関から業務の状況等について年1回以上定期的に報告を受けることとされており、報告された内容に基づいて対話を行い、加入者等本位の運営がなされるよう、必要に応じて改善の申入れを行うこととなります。

確定拠出年金法には、加入者等への忠実義務という観点から事業主の運営管理機関に対する監督責任について具体的に定められており、少なくとも5年に一度は運営管理機関の業務の遂行状況について評価を行い、必要な措置を講じることが必要です。

運営管理機関の評価はあらかじめ手順を定めておくことで効率的に実施できます。評価にあたっては、例えば以下のフローに則って実施することが考えられます。

図3 評価フローの例



運営管理機関の評価を行うことを決議
(メンバー、スケジュールの作成)



運営管理機関の評価項目の決定

(業務報告、運用商品、運営管理機関におけるモニタリング、加入者等への情報提供等)



運営管理機関への情報提供依頼



運営管理機関の評価、改善事項の検討等



運営管理機関との協議



運営管理機関の評価結果の取締役会への報告および加入者等への開示

評価の項目や方法

事業主が運営管理機関に委託している運営管理業務において評価すべき項目や方法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実の度合いなどによって、それぞれの事業主において異なるものであると考えられます。

具体的な評価項目について、運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行い、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望めます。その際には、自社で重要視する項目や他社の評価項目も参考にすることも考えられます。

✓ 具体的な評価項目

- ✓ 提示された商品群の全てまたは多くが1金融グループに属する商品提供機関または運用会社のものであった場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- ✓ 下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
 - (ア) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。
 - (イ) 他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。
 - (ウ) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
- ✓ 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合または開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
- ✓ 確定拠出年金運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
- ✓ 加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)。

参考文献

厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

確定拠出年金制度：厚生労働省トップページから、「政策について」→「分野別の政策一覧」→「年金」→「年金・日本年金機構関係」→「私的年金制度（企業年金、個人年金）」→「確定拠出年金制度（DC）」とお進みください。

企業年金連合会HP

<https://www.pfa.or.jp/index.html>

DCハンドブック：企業年金連合会トップページから、「会員の皆様」→「実務マニュアル」→「DCハンドブック」とお進みください。

投資教育サービス：企業年金連合会トップページから、「企業年金を実施している企業の皆様」→「投資教育サービス」とお進みください。

統計資料等：企業年金連合会トップページから、「連合会について」→「統計資料等」とお進みください。

iDeCo公式サイト

<https://www.ideco-koushiki.jp>

J-FLEC（金融経済教育推進機構）HP

<https://www.j-flec.go.jp>

参照法令：（１）法第４条第３項、（２）法第７条第１項、法第７条第４項、法令解釈通知第１０、（３）法第２２条、法令解釈通知第３、（４）法第２３条、法令解釈通知第４の１、法第２３条の２、法令解釈通知第４の２、（５）法第４３条第１項、法令解釈通知第９の１（１）、（６）法第４３条第２項、法令解釈通知第９の１（２）、（７）法第４３条第３項、施行規則第２３条、法令解釈通知第９の１（３）、（８）法第４３条第４項、施行規則第２４条、（９）施行令第２５条、施行令第４６条の２、法令解釈通知第１１、第１２